

「富士市男女共同参画条例の一部を改正する条例（案）」のパブリックコメントに対する意見及び回答

番号	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	<p>パブコメの素案では、第9条第3項が「何人も、性別等に関する個人情報を本人の了解を得ずに他に公開し、及び他に公開することを強要してはならない。」となっているが、このままだと、性的マイノリティ当事者たちの日常的なコミュニケーションなどが、形式的に広く違法状態になってしまう懸念があるので、条文を工夫する必要がある。</p> <p>名誉やプライバシーについての基本的人権を守るための条文であることを明確化して、次のようにすることが望ましいと考える。</p> <p>「何人も、性別等に関する個人情報を不当に公表することにより他人の人格的利益を侵害してはならず、又はこれを公開することを他人に強要してはならない。」</p>	<p>この条項は、アウティングの禁止に関する条項ですが、当事者の方々の日常のコミュニケーションに支障がないようご意見を参考に變更いたします。</p> <p>(訂正前) 本人の了解を得ずに</p> <p>(訂正後) 本人の意に反して</p>	反映する
2	<p>●意見の箇所 「富士市男女共同参画条例の一部を改正する条例（案）」の第2条</p> <p>●意見の内容 性別、性自認、性的指向を記載することに賛成。</p> <p>誰にでも存在する戸籍の性別、性自認、性的指向を条例に明記することで、誰もが社会で生活しやすくなる取り組みを進めていけると思うから。</p> <p>戸籍上の性別と性自認が一致している人も一致していない人も、一緒に生きていく合意を得るパートナーの性別が同性でも異性でも、学校や職場、地域の中で生きやすくなるように、偏見や差別をなくす取り組みをしてください。</p>	<p>これまで生き難さを抱えてきた方々が少しでも暮らしやすくなるよう、啓発活動に努めてまいります。</p>	既に盛り込み済み
3	<p>第15条4項について</p> <p>① 改正前では、審議会の委員は、男女が均衡になるよう配慮しているとのことで、具体的に理解できるが、改正後は、性別等に配慮することになるので、具体的には、委員12人の構成はどのようになるのか、どのような構成が考えられ、又考えているのか説明してください。</p>	<p>今回、セクシュアル・マイノリティの方々の人権尊重といった視点での改正が含まれております。この条項も同様で、これまでは「男女」の記載でしたが、その他の性の方に配慮して、記述を変更しました。</p> <p>「男性」、「女性」、「その他の性」の3つで考えますと、いずれの性も6割を超えないとすることで公平、均衡を保つように記述したものです。</p>	その他（質問）

番号	意見の内容	市の考え方	反映結果
4	<p>第15条4項について</p> <p>② 市長は、委嘱するにあたり、十分、慎重に中立公平な立場から、委員と委員会の構成を考えていると思うが、具体的な選定基準はあるか。</p> <p>又、性自認と性指向は主観的な面があると思うが、客観的な判断基準はあるのか。</p>	<p>委員の選任区分として、同条例第6条、7条、8条に基づき、事業者、教育関係者、地域活動団体からそれぞれ2名ずつ、学識経験者が2名、市民委員1名、公募委員3名の12名としております。</p> <p>公募委員以外は、事業者は商工会議所から推薦された方や地元の先進的な事業所から選出、教育関係者は教育委員会からの選出、地域活動団体は町内会連合会及び市民活動団体からの選出、市民委員は男女共同参画地区推進員からの選出、一般公募の公募委員となります。</p> <p>性自認と性的指向は、本人の捉え方、気持ちによります。また、性自認と性的指向が定まらない方もいらっしゃいます。トランスジェンダーの方の中には、必要に応じて病院で診断書を出してもらう場合もありますが、基本的に病気や障害ではありませんので、本人が自分をどうとらえるか、またはどの性の人を好きになるかについて、客観的に判断するのは難しいと考えています。</p>	その他 (質問)
5	<p>第15条4項について</p> <p>③ 委員として委嘱されれば、氏名とか公表されるのか。公表にあたっては、配慮されるのか、市民の知る権利との整合は、どのようになるのか。知りたい場合は、開示していただけるのか。</p> <p>個人のプライバシーを尊重するとともに、中立公平な審議会であって欲しいと願う。</p>	<p>男女共同参画審議会の委員の身分は、市長から委嘱された特別職の非常勤職員にあたります。</p> <p>また、男女共同参画審議会は、審議会は市の諮問機関であり、原則一般公開して行っており、委員の名前も公表しております。</p> <p>委員の選出にあたりましては、有識者も含め各分野から選出するよう努めており、男女共同参画行政に対し、貴重なご意見を多角的にいただいております。</p>	その他 (質問)
6	<p>ジェンダーやパートナーのあり方について、行き過ぎない視点は、とても大切なことと考える。記事を送るので、ぜひ参考としてください。</p> <p>記事：令和2年11月4日(水)産経新聞(オピニオン)</p>	<p>記事を拝見させていただき、参考にさせていただきます。</p>	今後の参考にするもの